

袋保給第206号

令和6年2月8日

袋井市国民健康保険運営協議会

会長 寺田 整 様

袋井市長 大場 規 之



袋井市国民健康保険事業の運営に係る諮問書

このことについて、袋井市国民健康保険を安定的で持続可能な制度として運営するため、袋井市国民健康保険運営協議会規則(平成17年袋井市規則第87号)第3条の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

袋井市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)第3期計画及び袋井市国民健康保険特定健康診査等実施計画第4期計画について

(詳細は、裏面のとおり)

1 計画策定の背景及び目的

平成25年6月に国で閣議決定された「日本再興戦略」において、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組が求められた。

平成26年3月、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針において、健康・医療情報を活用しPDC Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業のデータヘルス計画を策定した上で、保健事業の実施・評価・改善等を行うものとされた。

その後、令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、データヘルス計画の標準化等が掲げられた。

さらに、令和4年12月に経済財政諮問会議における「新経済・財政再生計画改革工程表2022」において、「保険者が策定するデータヘルス計画の手引きの改訂等を行うとともに、計画の標準化の進展にあたり、保険者共通の評価指標やアウトカムベースの適切な重要業績評価指標の設定を推進する」と示されている。

2 策定までの流れ

国の国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の内容を踏まえ、医療及び健康診査等の各種データの分析を進めるため、診療報酬明細書等のデータを保有する保険課と特定健康診査等の結果データを保有する保健予防課が連携し、分析に基づく本市の健康課題を整理するとともに、解決に向け実施が必要な保健事業について検討してきた。

また、策定にあたっては、大学教授等の専門家で構成する静岡県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会において、本市における有効な保健事業について様々な助言を受け、分析や検討の参考としてきた。

3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和11年度までの6ヶ年を計画期間としている。

4 計画の内容

別添、「袋井市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）第3期計画及び袋井市国民健康保険特定健康診査等実施計画第4期計画」のとおり。